

【様式2】

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(平成20年度下半期契約分)

(府省名:金融庁)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
コンプライアンスWANによる情報提供	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年1月26日	東京都中央区日本橋兜町2-1 東京証券取引所自主規制法人	会計法第29条の3第4項当該サービスを運用提供している業者であり、競争を許さないため。	7,836,255円	7,836,255円	100%	-	当該サービスを運用提供している唯一の業者であるため	二(ヘ)	
金融商品取引法等の一部を改正する法律案の印刷	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年2月20日	東京都港区虎の門2-2-4 独立行政法人国立印刷局	会計法第29条の3第4項法令案の条文の印刷であり、厳格な機密の保持及び緊急の対応等が可能な者が他にいないことから、競争を許さないため。	4,831,626円	4,831,626円	100%	-	法令案の条文の印刷であり、厳格な機密の保持及び緊急の対応等が可能な者が他にいないため	八	
「アドレスナビ+」のデータ更新	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成21年3月18日	東京都千代田区西神田1-1-1 株ゼンリン	会計法第29条の3第4項当該サービスを運用提供している業者であり、競争を許さないため。	1,365,000円	1,365,000円	100%	-	当該サービスを運用提供している唯一の業者であるため	二(ヘ)	
NHK放送受信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都渋谷区神南2-2-1 日本放送協会	会計法第29条の3第4項 放送法第32条第1項に基づき契約を行うものであり、競争を許さないため。	2,492,870円	2,492,870円	100	-	放送法第32条第1項に基づき契約を行うものであるため	二(ヘ)	単価契約 平成20年度 支払実績額
後納郵便料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	平成20年4月1日	東京都千代田区丸の内2-7-2 郵便事業株	会計法第29条の3第4項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社しかなく競争を許さないため。	15,420,797円	15,420,797円	100	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社しかないと	二(ハ)	単価契約 平成20年度 支払実績額
霞が関WAN利用料金	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	-	東京都千代田区日比谷公園1-3 (社)行政情報システム研究所	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による相手方の選定を許さないため。	-	25,842,600円	-	-	電気通信役務契約に基づく長期継続契約であり、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されているため	二(ロ)	単価契約 平成20年度 支払実績額

通信料	東京都千代田区霞が関 3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務 課長 森 信親	-	東京都新宿区西新宿3 -19-2 東日本電信電話㈱	会計法第29条の3第4 項 予算決算及び会計令 第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ 行政需要に適合した供 給を行える事業者が特 定されており、契約価 格の競争による相手方 の選定を許さないた め。	-	13,499,719円	-	-	電気通信役務契約に基づく長 期継続契約であり、かつ行政需 要に適合した供給を行える事業 者が特定されているため	二(口)	単価契約 平成20年度 支払実績額
通信料	東京都千代田区霞が関 3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務 課長 森 信親	-	東京都港区東新橋1- 9-1 ソフトバンクテレコム㈱	会計法第29条の3第4 項 予算決算及び会計令 第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ 行政需要に適合した供 給を行える事業者が特 定されており、契約価 格の競争による相手方 の選定を許さないた め。	-	10,635,925円	-	-	電気通信役務契約に基づく長 期継続契約であり、かつ行政需 要に適合した供給を行える事業 者が特定されているため	二(口)	単価契約 平成20年度 支払実績額
通信料	東京都千代田区霞が関 3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務 課長 森 信親	-	東京都千代田区永田 町2-11-1山王パーク タワー 株エヌ・ティ・ティコモ	会計法第29条の3第4 項 予算決算及び会計令 第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ 行政需要に適合した供 給を行える事業者が特 定されており、契約価 格の競争による相手方 の選定を許さないた め。	-	7,355,067円	-	-	電気通信役務契約に基づく長 期継続契約であり、かつ行政需 要に適合した供給を行える事業 者が特定されているため	二(口)	単価契約 平成20年度 支払実績額
通信料	東京都千代田区霞が関 3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務 課長 森 信親	-	東京都千代田区飯田 橋3-10-10 KDDI(㈱)	会計法第29条の3第4 項 予算決算及び会計令 第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ 行政需要に適合した供 給を行える事業者が特 定されており、契約価 格の競争による相手方 の選定を許さないた め。	-	1,577,247円	-	-	電気通信役務契約に基づく長 期継続契約であり、かつ行政需 要に適合した供給を行える事業 者が特定されているため	二(口)	単価契約 平成20年度 支払実績額
通信料	東京都千代田区霞が関 3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務 課長 森 信親	-	東京都港区東新橋1- 9-1 ソフトバンクモバイル(㈱)	会計法第29条の3第4 項 予算決算及び会計令 第102条の2電気通信 役務契約に基づく長期 継続契約であり、かつ 行政需要に適合した供 給を行える事業者が特 定されており、契約価 格の競争による相手方 の選定を許さないた め。	-	1,036,194円	-	-	電気通信役務契約に基づく長 期継続契約であり、かつ行政需 要に適合した供給を行える事業 者が特定されているため	二(口)	単価契約 平成20年度 支払実績額

通信料(モバイルカード)	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	-	東京都港区東新橋1-9-1 ソフトバンクモバイル株	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約に該当するため。平成19年度に実施した一般競争入札により落札した者と平成20年度も引き続き契約を締結しているものである	-	5,867,087円	-	-	電気通信役務契約に基づく長期継続契約に該当するため。平成19年度に実施した一般競争入札により落札した者と平成20年度も引き続き契約を締結しているため	二(口)	平成20年度支払実績額
通信料	東京都千代田区霞が関3-2-1 支出負担行為担当官 金融庁総務企画局総務課長 森 信親	-	東京都港区東新橋1-9-1 ソフトバンクテレコム株	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の2電気通信役務契約に基づく長期継続契約に該当するため。平成19年度に実施した一般競争入札により落札した者と平成20年度も引き続き契約を締結しているものである	-	6,972,107円	-	-	電気通信役務契約に基づく長期継続契約に該当するため。平成19年度に実施した一般競争入札により落札した者と平成20年度も引き続き契約を締結しているため	二(口)	平成20年度支払実績額

[記載要領]

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1. (2)①の区分(例:イ(口))又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。